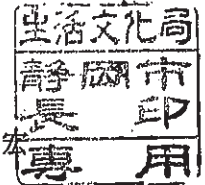


静岡市告示第472号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による県営畑地帯総合整備事業（担い手育成型）新間ほたる地区第2工区についての換地処分の公告があった日の翌日から本市内の字の区域を変更するので、地方自治法第260条第2項の規定により告示する。

平成25年7月4日

静岡市長 田 辺 信 本



1 葵区新間字尾郷に編入する区域

葵区新間字スズ金 3276 番の一部、3277 番 1 の一部、3278 番、3279 番 2

上記地番は、平成 25 年 1 月 29 日現在の登記簿による。